

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 社協だより広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）広告掲載に関する要綱に基づき、協議会が作成する社協だよりへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、協議会が指定した位置とする。

(広告掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次に掲げるところによる。

- (1) 1号広告 縦4.8cm×横7.9cm
- (2) 2号広告 縦4.8cm×横16cm
- (3) 3号広告 縦4.8cm×横24.2cm

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、1号広告の規格で9区画分とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおり定める。

2 申込者が次の各号のいずれかの協議会会員に該当するときは、広告掲載料は、前項に規定する額の1割を減じた額とすることができる。なお、協議会会員の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- (1) 賛助会員（10口以上）
- (2) 特別会員（2口以上）
- (3) 法人会員（1口以上）

3 前項の規定にかかわらず、1か年の全てにおいて同一の掲載を申し込み、かつ、あらかじめ一括にて広告掲載料を納付するときは、広告掲載料は、第1項に規定する額の1割を減じた額とすることができる。なお、前項と合わせた減額はしないものとする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により協議会が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が社協だよりのイメージを損なうことのないよう、協議会企画管理課と調整しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載面	掲載規格	掲載料
4面及び5面	1号広告	15,000円
	2号広告	30,000円
	3号広告	45,000円
8面	1号広告	25,000円
	2号広告	50,000円
	3号広告	75,000円